令和７年７月１日から、定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

建築基準法に基づく定期報告制度における定期調査項目と定期検査項目の重複の解消を目的として、関係告示が改正され、令和７年７月１日に施行されました。

〇習志野市における変更点〇

（１）特定建築物定期調査関係

特定建築物定期調査告示第２の規定により、「法第１２条第１項に規定する調査及び同条第２項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準」について、次に掲げる調査項目を付加します。

＜調査項目＞

①換気設備

・居室に設けられた換気設備の作動の状況

・換気の妨げとなる物品の放置の状況

②排煙設備（可動式防煙壁）※排煙機または送風機により排煙される区画を除く

・可動式防煙壁の作動の状況

③非常用の照明装置※バッテリー別置型のものを除く

・非常用の照明装置の作動の状況

・照明の妨げとなる物品の放置の状況

（２）防火設備定期検査関係

防火設備定期検査報告の対象である「特定行政庁が定期調査報告の対象として指定した建築物に設ける防火設備」において、「随時閉鎖式又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。)」に加え**「常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)」**も**当該報告の対象**とします。

（３）常閉防火扉の検査周期関係

防火設備定期調査告示の改正（令和７年１月２９日公布）により、**常閉防火扉の検査周期**は、「１年から３年までの間隔をおいて特定行政庁が定める時期」となったため、**特定建築物定期調査と同様の時期**とします。

（１）～（４）：Ｒ８より2年ごと

（５）（６）　：Ｒ８より3年ごと

（７）　　：Ｒ７より2年ごと

※なお、提出が必要な定期報告の種別が今回の改正に伴って変更になることはありません。定期報告対象特定建築物一覧表を基に報告時期ごとに提出してください。

※定期検査（建築設備・防火設備）の報告は毎年必要としています。忘れずに提出してください。

＜参考＞

国土交通省ＨＰ▼

定期報告対象特定建築物一覧表

	建築物の用途	建築物の規模（※1）	報告時期（年度）
（1）	劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　地階（※2）で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ハ　当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ニ　当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの	【建築物】 5月1日から末日までの間 （令和8年より2年毎） 【建築設備】 5月1日から末日までの間 （令和8年より毎年） 【防火設備（※4）】 5月1日から末日までの間 （令和8年より毎年）
（2）	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　地階（※2）で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ハ　当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物	
（3）	病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※3）に供する建築物 政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等（上記以外）	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　地階（※2）で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ハ　当該用途に供する2階の部分（病院、診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
（4）	旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　地階（※2）で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ハ　当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
（5）	学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000㎡以上の建築物	【建築物】 8月1日から末日までの間 （令和8年より3年毎） 【建築設備】 8月1日から末日までの間 （令和8年より毎年） 【防火設備】 8月1日から末日までの間 （令和8年より毎年）
（6）	体育館（学校に附属する体育館を除く。）博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡以上の建築物	
（7）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	イ　3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ロ　地階（※2）で当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える建築物 ハ　当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物 ニ　当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡以上の建築物	【建築物】 10月1日から末日までの間 （令和7年より2年毎） 【建築設備】 10月1日から末日までの間 （令和7年より毎年） 【防火設備】 10月1日から末日までの間 （令和7年より毎年）

※1　避難階のみを当該用途に供するものを除く

※2　地階における当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物については、階数３以上の建築物の場合に限る

※3　平成２８年１月２１日国土交通省告示第２４０号第１第２項各号に掲げる用途

※4　建築物の定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

（報告時期、一部の用途及び床面積が100㎡を超え200㎡以下の部分については、習志野市建築基準法施行細則により指定）

【令和7年7月1日改正により習志野市において付加している調査項目、方法及び結果の判定基準】

〇特定建築物定期調査報告について、付加している調査項目、方法及び結果の判定基準は以下のとおりです。

	調査項目		調査方法	判定基準
建築物の内部	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	防煙壁（習志野市建築基準法施行細則第19条第1項第2号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。）	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	非常用の照明装置（習志野市建築基準法施行細則第19条第1項第2号イに掲げるものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

習志野市建築基準法施行細則

第19条第2項第2号

ア　法第 35 条又は第 36 条の規定により設けた排煙設備(排煙機又は送風機を設けたものに限る。)

イ　法第 35 条の規定により設けた非常用の照明装置(予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。)

【別記第一号　調査結果表　記載例】

7	**上記以外の調査項目**					
	建築物の内部					
(1)	居室の換気	換気設備の作動の状況				
(2)		換気の妨げとなる物品の放置の状況				
	避難施設等					
(3)	防煙壁（習志野市建築基準法施行細則第１９条第１項第２号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。）	可動式防煙壁の作動の状況				
(4)	非常用の照明装置（習志野市建築基準法施行細則第１９条第１項第２号イに掲げるものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況				
(5)		照明の妨げとなる物品の放置の状況				

【別添1様式　調査結果図　記載例】

調　査　結　果　図

7	上記以外の調査項目
(1)から(2)	居室の換気
(3)	防煙壁（習志野市建築基準法施行細則第１９条第１項第２号アに掲げる排煙設備に係るものを除く。）
(4)から(5)	非常用の照明装置（習志野市建築基準法施行細則第１９条第１項第２号イに掲げるものを除く。）

定期報告対象建築設備等一覧表

1．建築設備等について

	建築設備の種類		報告時期
（1）	エレベーター（労働安全衛生法施行令第 12 条 1 項 6 号に規定するエレベーターを除く。）	政令	最初に行った日の属する月の 1 日から末日
（2）	エスカレーター	政令	
（3）	小荷物専用昇降機（フロアタイプ）	政令	
（4）	小荷物専用昇降機（テーブルタイプ）	細則	
（5）	法第35条又は第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）	細則	定期報告対象建築物の報告時期（毎年）
（6）	法第 35 条の規定により設けた非常用の照明装置（予備電源を照明器具に内蔵したものを除く。）	細則	

2．準用工作物について

	準用工作物の種類		報告時期
（1）	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	政令	毎年 3 月 1 日から末日まで
（2）	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設（一般交通の用に供するものを除く。）	政令	イ 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月 1 日から末日までの間 ロ イ以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の 1 日から末日
（3）	メリーゴーランド、観覧者、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転連動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	政令	イ 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月 1 日から末日までの間 ロ イ以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の 1 日から末日

3．防火設備について

	防火設備		報告時期
（1）	定期報告の対象となる建築物(1)から(4)の建築物に設けられた防火設備	政令 細則	5 月 1 日から末日までの間 （令和元年より毎年）
（2）	定期報告の対象となる建築物(5)から(6)の建築物に設けられた防火設備	政令 細則	8 月 1 日から末日までの間 （平成 30 年より毎年）
（3）	定期報告の対象となる建築物(7)の建築物に設けられた防火設備	政令	10 月 1 日から末日までの間 （平成 30 年より毎年）
（4）	※1病院、診療所又は※2高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡以上の建築物（定期報告対象建築物を除く。）に設けた防火設備	政令	5 月 1 日から末日までの間 （令和元年より毎年）

※1 建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

※2 平成 28 年 1 月 21 日国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項各号に掲げるサービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等

【令和7年7月1日改正による習志野市における防火設備の対象】

1.常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）で各階の主要なものは、防火設備定期検査報告の対象になります。

習志野市建築基準法施行細則

第19条第1項第3号

ア　常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）

イ　随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

※各階の主要なものとは、

（1）避難経路に設けられたもの

（2）吹抜きに面して設けられたもの

（3）日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの　等

（国の技術的助言　R7.1.29 国住指第 369 号　参照）

2.常閉防火扉の報告時期は、特定建築物定期調査報告と同様の時期になります。

※随閉防火扉の報告時期は改正前と同じで毎年報告。

<常閉防火扉の直近の報告時期>

令和7年10月　（百貨店、飲食店、物品販売業を営む店舗等）

令和8年5月　（映画館、集会場、病院、ホテル等）

令和8年8月　（学校、体育館、図書館等）

第19条第2項第3号

防火設備	定期報告の時期
政令第１６条第１項第１号から第３号まで及び前項第１号から第３号までに掲げる建築物（法別表第１（い）欄（４）項に掲げる用途に供する建築物を除く。）に設けた防火設備	毎年（省令第６条第１項の国土交通大臣が定める検査の項目のうち、防火設備に係るものにあっては、当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の）５月１日から末日までの間
政令第１６条第１項第４号並びに前条第１項第４号及び第５号に掲げる建築物に設けた防火設備	毎年（省令第６条第１項の国土交通大臣が定める検査の項目のうち、防火設備に係るものにあっては、当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の）８月１日から末日までの間
政令第１６条第１項第３号及び前条第１項第６号に掲げる建築物（法別表第１（い）欄（４）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）に設けた防火設備	毎年（省令第６条第１項の国土交通大臣が定める検査の項目のうち、防火設備に係るものにあっては、当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の）１０月１日から末日までの間

3. 常閉防火扉の調査項目のうち「作動の状況」「物品の放置の状況」等の調査項目は、防火設備定期検査報告の対象となり、「設置の状況」は定期調査に残ります。

（令和7年7月1日以降　常閉防火扉に関する変更のイメージ）

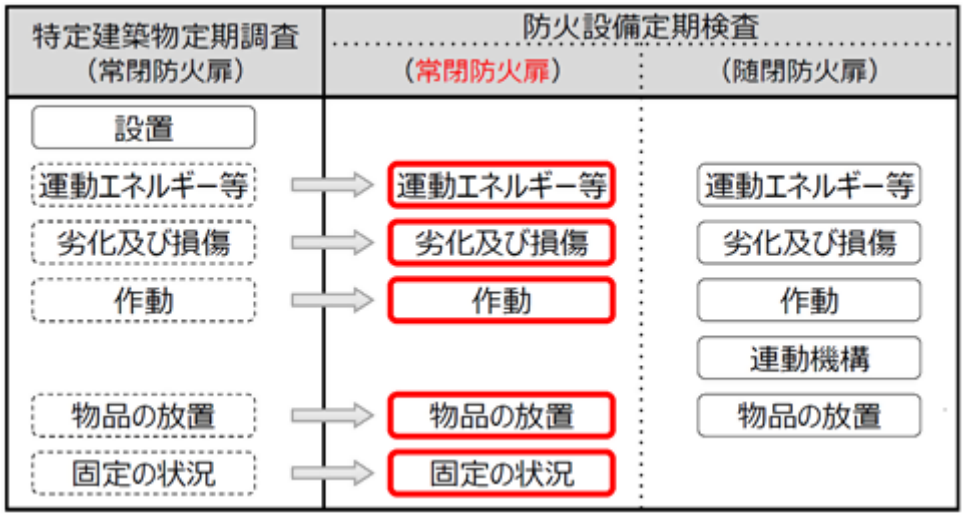

<お問い合わせ先>

習志野市役所　都市環境部　建築指導課　建築指導係

TEL：047-453-9231

Mail：kentiksid@city.narashino.lg.jp